諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価書に対する 環境大臣意見

諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価は、諫早湾干拓事業により設置された潮受堤防の排水門の開門(以下単に「開門」という。)を実施した場合、有明海の環境にどのような変化や影響が生じるかについて調査、予測及び評価を行い、必要に応じてその影響に対する環境保全措置を検討するものである。開門が有明海の環境に与える影響については、数値シミュレーションを用いて一定程度予測することが可能な事象もあるが、現時点の科学的知見において十分に解明されていない事象や定量的な予測が困難な事象もあり、開門に伴う環境変化を把握する調査を行うこととされている。一方で、開門により、背後地、調整池及び諫早湾の環境に対する影響が生じることも懸念されている。

したがって、開門を行うに当たっては、開門に伴う環境の状況を的確に把握し、これに基づき有明海の環境の変化を総合的に分析すること、及び開門により生じるおそれのある環境への影響を可能な限り回避・低減し、それが困難な場合には代償措置を講じることにより、環境保全を図るとともに、そのための対策の実施により生じるおそれのある周辺環境への影響にも配慮することが重要であり、以下の措置を適切に講じる必要がある。

1. 開門に伴う環境変化を把握するための調査について

開門による水質への影響は、数値シミュレーション等によりおおむね諫早湾内に留まると予測されているが、一方、開門による生物生息・生育域への影響は、確認されている魚介類等の生態を勘案すると、諫早湾内に留まらない可能性がある。

有明海に生息する生物の生態やそれに関する諸事象が十分に解明されていない中で、定量的にどの程度、どのように変化するのかまでは明らかでないことから、開門に当たっては、有明海、諫早湾、調整池及び背後地の環境変化を把握していく必要がある。

そのため、諫早湾を含む有明海の環境の変化を把握するために実施する「開門に伴う環境変化を把握するための調査」(以下「環境把握調査」という。)については、「諫早湾干拓事業環境影響評価レビューのフォローアップ報告書」に対する環境省見解(平成 20 年 6 月 27 日)に示している「諫早湾の海域水質及び水生生物等」や「鳥類」に対する視点を勘案しつつ、専門家からの意見を参照の上、開門時の調査について、有明海、諫早湾、調整池及び背後地での調査密度、頻度、項目等を記載し、調査計画及び調査結果を整理し公表すること。

なお、事前調査については、開門時の環境との比較対象となる情報取得を目的 に行うものであることから、早期に取り組む必要がある。

併せて、調査結果から、環境把握調査に調査項目の追加等が必要であると判断された場合は、専門家の意見を参考に、調査計画を変更するなどの対応に努めること。

2.調整池の環境負荷の改善について

開門により、調整池内の有機物や栄養塩類の濃度は、海水と混合して低下するものの、海水性の植物プランクトンが増殖する可能性があると予測されているほか、開門開始直後において、調整池の汚濁物質が諫早湾へ流出することによる短期的な影響が懸念される。

そのため、現在取り組まれている調整池内に流入する化学的酸素要求量等の 汚濁負荷軽減に係る各種施策を、関係機関と協力・連携して引き続き実施する こと。

3.調整池の生態系について

開門方法すべてにおいて調整池の塩分濃度が上昇することが予測されているが、調整池においては希少な魚介類の生息が確認されていることから、開門に当たっては、魚介類、底生生物等の淡水系生物の生息・成育環境が急速に変化しないよう、また、淡水系生物の周辺河川等への移動を促進するために必要な措置を可能な限り講じること。また、へい死した魚介類は、速やかに回収し、処分することで悪臭の発生防止に努めること。

4.渡り鳥などの鳥類について

開門により、ヨシ群落が塩水に冠水することとなるため、ヨシ群落が消滅又は減少することが予測されている。調整池内外に広く分布しているヨシ群落は、オオヨシキリ等の渡り鳥の生息地になっていることから、ヨシ群落をできる限り保全するよう専門家からの意見を考慮しながら必要な措置を講じること。

また、諫早湾一帯は、日本において数少ないナベヅル、マナヅルの渡来地であり、開門方法によっては、利用環境に変化が生じると予測される。干陸地においても利用が確認されるため、利用環境に変化が生じると予測される場合の水張り水田の設置については、専門家の意見を考慮しながら必要な措置を講じること。

5.対策工の実施における環境の保全への配慮について

対策工の実施に当たっては、土地の改変や建設機械の稼働等による環境影響

が想定されるため、事前に工事計画を公表するとともに、騒音、振動、排気ガス等による周辺環境への影響に配慮し、各種環境法令を遵守して適切に実施すること。

また、深井戸による地下水取水を行う場合は、周辺地域の地盤沈下量測定を 行い、地盤沈下の兆候がある場合には、取水を停止する等の必要な措置を講じ ること。

開門方法によって想定されている護床工の実施に当たっては、底泥拡散防止 等の汚濁負荷軽減対策を徹底すること。

6. 予測結果と大きな相違が生じた場合の措置について

評価書に記載された予測結果と環境把握調査の結果を比較して明らかな相違が確認された場合、原因を把握し必要な措置を講じること。

7.環境把握調査の結果の公表等について

毎年度、環境把握調査の結果を取りまとめ、分析し、開門により生じた有明海の環境の変化を把握するとともに、結果を公表すること。また、開門から3年から4年後を目途に、当該結果について環境省の意見を求めること。

さらに、開門時の調査終了時に、その後に実施する環境把握調査の内容を公表し、環境省の意見を求めること。